資料 1

 建築・都市整備・道路委員会

 令和4年9月14日

 道路

市第 30 号議案 横浜市道路トンネル工事 技術提案等評価委員会条例の制定

1 制定の趣旨

横浜市における道路のトンネル工事に係る入札 (入札に参加する者に高度な技術又は優れた工夫を含む提案(以下「技術提案等」という。)を求めるものに限る) 及び施工における技術提案等について審査し、及び評価するため、附属機関として「横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会」(以下「委員会」という)を設置します。

2 委員会の概要

(1) 設置目的

横浜市が実施する、道路トンネル工事の技術提案等について、学識経験者等の高度で専門的な知識に基づき、中立かつ公正な審査及び評価を行うために設置する。

(2) 所掌事務

- ア 技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること
- イ 技術提案等の審査及び評価に関すること
- ウ その他技術提案等の審査及び評価に関し市長が必要と認める事項

(3) 委員構成

学識経験者等 5人以内

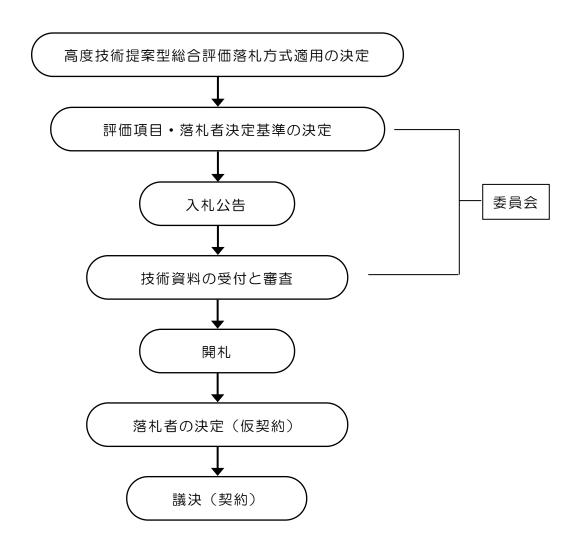
(4) 委員任期

2年

(5) 施行予定日

公布の目から

【 参考1 】 対象工事における入札の流れ



○高度技術提案型総合評価落札方式とは

工事の品質等の向上を図ることを目的に、技術的な工夫の余地が大きい工事において、事業者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、技術提案と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

- ○本市における「高度技術提案型総合評価落札方式」の適用
 - ・高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事
 - ・横浜市市庁舎移転新築工事 (いずれも附属機関による委員会を設置)

【 参考2 】 委員会での審議を予定している工事

工事名:(仮称)都市計画道路桜木東戸塚線(平戸地区)街路整備工事

工事場所:戸塚区平戸町地内から戸塚区平戸五丁目地内まで

工 期:令和5年度から令和13年度

工事概要:第1トンネル(250m)及び第2トンネル(160m)のトンネル本体工事

発注方式:高度技術提案型総合評価落札方式

